

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第7号

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則(昭和46年12月規則第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(条例第2条第3号及び第6号アに規定する規則で定める額)</u> <u>第4条 条例第2条第3号に規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。</u> <u>2 条例第2条第6号アに規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。</u> <u>第5条～第14条</u> [略]	第4条～第13条 [略]

(施行細目の委任)	(施行細目の委任)
<u>第15条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>主管局長</u> が定める。	<u>第14条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>福祉局長</u> が定める。

(重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年8月規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額）</u> <u>第5条</u> 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。 （助成の範囲の特例） <u>第6条</u> 条例第3条第8項に規定するその他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める条例第3条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。 (1) [略]	（助成の範囲の特例） <u>第5条</u> 条例第3条第8項に規定するその他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める条例第3条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。 (1) [略]

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」という。）により、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 すべて の一部負担金 ア 対象者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第14条</u>第4号において同じ。）並びに対象者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。<u>第14条</u>第4号において同じ。）で主としてその対象者の生計を維持するものが有する次に掲げる財産について、4割以上の損害を受けたと認められる場合 （ア）～（ウ） [略] イ、ウ [略] (3)、(4) [略] 2～5 [略] <u>第7条～第15条</u> [略] （施行細目の委任） <u>第16条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。	(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」という。）により、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 すべて の一部負担金 ア 対象者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第13条</u>第4号において同じ。）並びに対象者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。<u>第13条</u>第4号において同じ。）で主としてその対象者の生計を維持するものが有する次に掲げる財産について、4割以上の損害を受けたと認められる場合 （ア）～（ウ） [略] イ、ウ [略] (3)、(4) [略] 2～5 [略] <u>第6条～第14条</u> [略] （施行細目の委任） <u>第15条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>福祉局長</u>が定める。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定を施行するために必要となる申請、資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新規則の規定の例によりすることができる。

（経過措置）

- 3 新規則の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第8号

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

神戸市建築基準法施行細則（昭和37年4月規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（建築物の定期報告） 第7条 [略] 2 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の用途の欄に掲げる用途に供するものであつてその用途に供する部分が同表の規模又は階の欄に掲げる規模又は階に該当するもの <u>（その用途に供する部分が避難階にのみ存する場合を除く。）</u> とし、当該特定建築物に係る施行規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、それぞれ同	（建築物の定期報告） 第7条 [略] 2 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の用途の欄に掲げる用途に供するものであつてその用途に供する部分が同表の規模又は階の欄に掲げる規模又は階に該当するものとし、当該特定建築物に係る施行規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、それぞれ同表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。<u>ただし、特定建築</u>

表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。

物が令第16条第1項第1号から第3号までに定める用途（令第16条第1項第3号に定める用途にあつては、ホテル若しくは旅館又は法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に限る。以下この項において同じ。）のうち2以上の用途に供するものである場合については、この項本文の規定にかかわらず、法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとし、当該特定建築物に係る施行規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、その主たる用途に供する建築物に係る前項の表の建築物の欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。

（1） 令第16条第1項第1号から第3号までに定める用途に供する部分が地階又は3階以上の階にあるもので当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

（2） 前号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（これらの用途に供する部分が避難階にのみ存するものを除く。）

	用途	規模又は階	報告の時期
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 この表の規模又は階の欄において、「地階又は3階以上の階にあり」又は「地階若しくは3階以上の階にあるもの」とあるのは <u>その用途に供する部分の地階の床面積の合計又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを、「地階又は6階以上の階にあり」とあるのはその用途に供する部分の地階（住戸又は住戸からの避難経路がある場合に限る。）の床面積の合計又は6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。</u>			

3 前項の規定にかかわらず、特定建築物が令第16条第1項第1号から第3号までに定める用途（令第16条第1項第3号に定める用途にあつては、ホテル若しくは旅館又は法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に限る。以下この項において「対象用途」

(3) 第1号に掲げる用途に供する部分が2階にあるもので当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

	用途	規模又は階	報告の時期
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 この表の規模又は階の欄において、「地階又は3階以上の階にあり」又は「地階若しくは3階以上の階にあるもの」とあるのは <u>地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを、「地階又は6階以上の階にあり」とあるのは地階（住戸又は住戸からの避難経路がある場合に限る。）又は6階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。</u>			

という。)のうち2以上の対象用途に供するものである場合については、法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の各号のいずれかに該当するもの（対象用途に供する部分が避難階にのみ存する場合、法第6条第1項第1号に該当しない建築物の場合又は定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生じるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第1第1項第1号に規定する特定規模建築物の場合を除く。）とする。

(1) 対象用途に供する部分の地階の床面積の合計又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(2) 対象用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

(3) 対象用途に供する部分が2階にあるもので当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの

4 前項に規定する特定建築物に係る施行規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、その主たる用

途に供する建築物に係る第1項の表の建築物の欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。

5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する定期調査等（法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検をいう。）の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表の調査項目の欄に掲げる項目（ただし、法第12条第2項に規定する点検においては、劣化及び損傷の状況に係るものに限る。）に応じ、同表調査方法の欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表判定基準の欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	調査項目			調査方法	判定基準
1	建	防	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を	常時閉鎖した状態にある防火扉	防火区画に用いる防火設備等の

	内部	(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	定める件 (昭和48年建設省告示第2563号) 第1第1号ロに規定する基準についての状況	(以下この表において「常閉防火扉」という。)のうち、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストッブウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて	構造方を定める件 (昭和48年建設省告示第2563号) 第1第1号ロの規定に適合しないこと。
--	----	-------------------------------	---	---	---

				閉鎖する力を テンションゲ ージ等により 測定する。た だし、3年以 内に実施した 点検の記録が ある場合に あっては、当 該記録により 確認すること で足りる。	
2			常閉防火扉の 本体及び枠の 劣化及び損傷 の状況	目視又はこれ に類する方法 (以下この表	常閉防火扉の 劣化又は損傷 により遮炎

				に お い 性 能 又 て「目視は遮煙 等」とい性 能 に う。）に支 障 が より 確 ある こ 認する。と。
3		常 閉 防 火 扉 の 閉 鎖 又 は 作 動 の 状 況	各 階 の 主 要 な 常 閉 防 火 扉 の 閉 鎖 又 は 作 動 を 確 認 する。 た だ し 3 年 以 内 に 実 施 し た 点 検 の 記 録 が あ る 場 合 に あ つ て は、 当 該 記 録 に よ り 確 認 す る こ と で 足	常 閉 防 火 扉 が 閉 鎖 又 は 作 動 し な い こと。

			りる。	
4		常閉防火扉の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
5		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
6	居室の採光及	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただ	換気設備が作動しないこと。

		び 換 気	し、3年 以内に 実施し た法第 12条第 3項又 は第4 項の規 定に基 づく検 査（以下 この表 におい て「定期 検査」と いう。） の記録 がある 場合に あつて は、当該 記録に より確 認する ことで 足りる。	
7		換気の 妨げとな	目視等 による	換気の 妨げ

			る物品の 放置の状 況	り確認 する。	となる 物品が 放置さ れてい ること。
8	避難 施設 等	階段 特別 避難 階段	階段 室 又は 令第 123条 第3項 第1号 に規 定す るバ ルコ ニー 若し くは 付室 の排 煙 備の 作動 の状 況	各階 の主要 な排煙 設備の 作動を 確認す る。た だし、3年 以内に 実施し た定期 検査の 記録が ある場 合にあ っては、 当該記 録によ り確認 するこ とで足 りる。	排煙 設備が 作動し ないこ と。
9			可	各階	可動

		排煙設備等	排煙壁の作動状況	動式防煙壁の作動状況を確認する。 ただし、 3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	式防煙壁が作動しないこと。
10		排煙設備	排煙設備の作動状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認す	排煙設備が作動しないこと。

				る。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	
11	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降又は令第129条の3第3項規定する乗	昇各階の主要排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期	排煙設備が作動しないこと。

				ロ ビ記 録 が 一 のある場 排 煙合にあ 設 備っては、 の 作当 該 記 動 の録によ 状 況り 確 認 するこ とで 足 りる。	
12		非 常 常 用 の 照 明 装 置 の 作 動 の 状 況	非 常 用 の 照 明 装 置 の 作 動 の 状 況	各 階 の 主 要 な 非 常 用 の 照 明 装 置 の 作 動 の 状 況 を 確 認 する。た だし、3 年 以 内 に 実 施 し た 定 期 検 査 の 記 録 が あ る 場 合 に あ っ て は、当 該	非 常 用 の 照 明 装 置 が 作 動 し な い こ と。

				記 録 に よ り 確 認 す る こ と で 足 り る。	
13			照 明 の 妨 げ と な る 物 品 の 放 置 の 状 況	目 視 等 に よ り 確 認 す る。 物 品 が 放 置 さ れ て い る こ と。	照 明 の 妨 げ と な る 物 品 が 放 置 さ れ て い る こ と。

6 [略]

7 [略]

(建築設備等の定期報告)

第 8 条 法第12条第 3 項の規定により
市長が指定する特定建築設備等は、
令第16条第 1 項に規定する建築物又
は前条第 2 項若しくは第 3 項の市長
が指定する特定建築物に設ける次に
掲げるもの（共同住宅の住戸の部分
に設けるものを除く。）とする。

- (1) 法第28条第 2 項ただし書又は第
3 項の換気設備（自然換気設備を
除く。）のうち防火区画を貫通する
風道に設ける防火設備の構造方法

3 [略]

4 [略]

(建築設備等の定期報告)

第 8 条 法第12条第 3 項の規定により
市長が指定する特定建築設備等は、
令第16条第 1 項に規定する建築物又
は前条第 2 項の市長が指定する特定
建築物に設ける次に掲げるもの（共
同住宅の住戸の部分に設けるものを
除く。）とする。

- (1) 法第28条第 2 項ただし書又は第
3 項の換気設備（自然換気設備を
除く。）のうち令第112条第21項(令
第113条第 2 項、令第114条第 5 項

を定める件（昭和48年建設省告示第2565号）第1号若しくは第2号に規定する構造の防火設備又は令第112条第21項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火設備に限る。）を設けた建築物のもの

- (2) 令第123条第3項第2号、令第126条の3若しくは令第129条の13の3第13項又は通常の火災時に生じる煙を有効に排出することができ特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）若しくは特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）に規定する構造の排煙設備（排煙機又は送風機を有するものに限り、規定の一部の適用を受けるものを含む。）

- (3) 令第126条の5に規定する構造の非常用の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。）

- 2 施行規則第6条第1項に規定する市長が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

又は令第128条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の特定防火設備を設ける建築物のもの

- (2) 令第115条の2第1項第7号若しくは令第126条の2第1項の排煙設備又は令第123条第3項第2号若しくは令第129条の13の3第13項の構造に係る排煙設備（排煙機又は送風機を有するものに限る。）

- (3) 令第126条4第1項の非常用の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。）

- 2 施行規則第6条第1項に規定する市長が定める時期は、令第16条第3項第1号に掲げるもの（以下この条

とおりとする。

において「昇降機」という。) にあつては4月1日から翌年の3月31日まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日までとし、その後においては、前回の報告を行った日以後最初の4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで)、前項に規定する特定建築設備等(以下この条において「昇降機以外の建築設備」という。)及び令第16条第3項第2号に掲げるもの(以下この条において「防火設備」という。)にあつては8月1日から11月30日まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、8月1日からその翌々年の11月30日までとし、その後においては、前回の報告を行った日以後最初の8月1日からその翌々年の11月30日まで)とする。

(1) 昇降機(令第16条第3項第1号に規定する昇降機をいう。次号において同じ。) 4月1日から翌年の3月31日まで(国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで)とし、以後1年(国土交通大臣が定める検査の

項目については、3年）ごととする。

(2) 建築設備等（法第12条第1項に規定する建築設備等で、昇降機以外のものをいう。） 8月1日から11月30日まで（国土交通大臣が定める検査の項目については、8月1日からその翌々年の11月30日まで）とし、以後1年（国土交通大臣が定める検査の項目については、3年）ごととする。

3 施行規則第6条第4項に規定する規則で定める書類は、検査状況に関する事項を記載したものとする。

4 施行規則第6条の2の2第1項に規定する市長が定める時期は、4月1日から翌年の3月31日まで（国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで）とし、以降1年（国土交通大臣が定める検査の項目については、3年）ごととする。

3 施行規則第6条第4項に規定する規則で定める書類は、昇降機にあつては検査状況に関する事項を記載したもの、昇降機以外の建築設備及び防火設備にあつては検査状況に関する事項を記載したもの、付近見取図及び配置図とする。

4 施行規則第6条の2の2第1項に規定する市長が定める時期は、4月1日から翌年の3月31日まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日までとし、その後においては、前回の報告を行つた日以後最初の4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで）とする。

5 施行規則第6条の2の2第4項に規定する規則で定める書類は、検査状況に関する事項を記載したものとする。	5 施行規則第6条の2の2第4項に規定する規則で定める書類は、 <u>法第88条第1項に規定する昇降機等に係る</u> 検査状況に関する事項を記載したものとする。
6 [略]	6 [略]

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

訓令甲第2号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（部長及び室長の専決事項） 第6条 部長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する	（部長及び室長の専決事項） 第6条 部長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する

職員に關することについて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない部長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長及び室長共通専決事項～港湾
局部長（工務・防災担当）専決事
項　〔略〕

会計室長専決事項

(1)、(2)　〔略〕

(3) 重要でない次に掲げる事項に關
すること。

ア　不服申立て、訴訟、和解及び
調停

イ　訓令乙その他これに類するも
のの示達

ウ　告示、公告その他の公示

(4)、(5)　〔略〕

職員に關することについて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない部長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長及び室長共通専決事項～港湾
局部長（工務・防災担当）専決事
項　〔略〕

会計室長専決事項

(1)、(2)　〔略〕

(3)、(4)　〔略〕

附　則

この訓令は、令和7年6月26日から施行する。

神戸市告示第199号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第1項の規定に基づく里づくり計画の認定を行ったので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する里づくり計画

秋田里づくり計画

神戸市告示第200号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

生野里づくり計画

前開下里づくり計画

神戸市告示第201号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
松村 美里（鍼灸マッサージきらり朝霧院）	松村 美里	神戸市西区伊川谷町 有瀬 9 4 3 - 1	令和 7 年 6 月 1 日
鎌谷 春希（新長田わだち整骨院）	鎌谷 春希	神戸市長田区大橋町 6 丁目 1 番 1 号	令和 7 年 6 月 1 日
浜本 由紀子（からだ元気治療院 須磨店）	浜本 由紀子	神戸市須磨区戸政町 4 丁目 1 番 5 号	令和 7 年 5 月 1 日

2. あん摩・マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
浜本 由紀子（からだ元気治療院 須磨店）	浜本 由紀子	神戸市須磨区戸政町 4 丁目 1 番 5 号	令和 7 年 5 月 1 日

神戸市告示第202号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
山口レディースクリニック	神戸市中央区加納町3丁目4-7	令和7年4月28日
もりレディースクリニック	神戸市東灘区本山北町2丁目9-7	令和7年4月30日
とみた歯科医院	神戸市北区筑紫が丘4丁目2-5	令和6年10月17日
平井歯科医院	神戸市中央区布引町4丁目2-7	令和7年4月9日

神戸市告示第203号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
こうほく居宅介護支援事業所	(新)神戸市北区有野中町1丁目18番36号 (旧)神戸市北区有野中町1丁目18番8号	医療法人社団 甲北会	神戸市北区有野中町1丁目18番36号	令和7年2月17日	居宅介護支援（ケアプラン作成）
S m i L o o p 訪問看護ステーション 神戸東ステーション	(新)神戸市灘区日尾町1丁目1番3号 (旧)神戸市灘区永手町1丁目4番16号 アルパー六甲2階	日本教育設計株式会社	神戸市灘区日尾町1丁目1番3号	令和7年6月1日	訪問看護

神戸市告示第204号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団五仁会元町HDクリニック	神戸市中央区元町通1丁目13番12号	令和7年5月5日
医療法人社団 熊谷内科医院	神戸市西区糺台3丁目26-2	令和7年5月1日
医療法人社団岩本診療所こうべ往診クリニック	神戸市中央区上筒井通6丁目2番27号	令和7年5月1日
毛利耳鼻咽喉科	神戸市北区有野町有野3392番6号	令和7年5月1日
きのしたクリニック	神戸市東灘区御影本町4丁目10番1号	令和7年5月1日
森井眼科クリニック	神戸市東灘区御影中町1丁目6番9号	令和7年5月1日
ふじい皮膚科・アレルギー科クリニック	神戸市垂水区舞多聞西5丁目1-3	令和7年5月1日
M i r a i デンタルクリニック	神戸市中央区加納町3丁目1番20号	令和7年5月1日
訪問看護ステーション サンビラこうべ	神戸市西区神出町宝勢774番地173	令和3年4月1日
みなみ消化器内科・内視鏡クリニック	神戸市東灘区岡本1丁目14-10	令和7年6月1日
あきた内科・循環器内科	神戸市北区甲栄台2丁目3-1	令和7年6月1日
TAKAYO乳腺クリニック	神戸市中央区磯上通7丁目1-23	令和7年6月1日
三宮みなとのもり小児科	神戸市中央区八幡通4丁目2-12	令和7年6月1日

神戸市告示第205号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山下 紘輝（新長田わだち整骨院）	山下 紘輝	神戸市長田区大橋町6丁目1-1 アスタプラザウエスト1F	令和7年6月1日

神戸市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2条の規定により告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称	所在地	代表者職氏名
シンコースポーツ兵庫株式会社	神戸市中央区御幸通四丁目2番20号	代表取締役 石崎 健太

2 委託する公金事務の内容

小野浜公園球技場使用料等収納事務

3 委託期間

令和7年7月9日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第207号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、本多聞6丁目自治会、本多聞7丁目自治会、藤原台南町自治会、神戸北町日の峰連合自治会、南僧尾自治会、グリーン・ハイツ自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	本多聞6丁目自治会	本多聞7丁目自治会	藤原台南町自治会
主たる事務所	神戸市垂水区本多聞6丁目6番20-2号	神戸市垂水区本多聞7丁目20番9号	神戸市北区藤原台南町4丁目27番1号
代表者の氏名	白石 愛実	薦野 ひろ子	隠田 怜子
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞6丁目6番20-2号	神戸市垂水区本多聞7丁目19番7号	神戸市北区藤原台南町5丁目18番64号

名称	神戸北町日の峰連合自治会	南僧尾自治会	グリーン・ハイツ自治会
主たる事務所	神戸市北区日の峰1丁目16番地	神戸市北区淡河町南僧尾472番地	神戸市東灘区本山北町5丁目19番6号
代表者の氏名	安井 光和	山中 啓史	山口 浩志
代表者の住所	神戸市北区日の峰1丁目7番地の7	神戸市北区淡河町南僧尾429番地	神戸市東灘区本山北町5丁目19番6号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 本多聞6丁目自治会

令和7年4月19日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区本多聞6丁目13番21号	神戸市垂水区本多聞6丁目6番20-2号
代表者の氏名	藤岡 圭	白石 愛実
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞6丁目13番21号	神戸市垂水区本多聞6丁目6番20-2号

(2) 本多聞7丁目自治会

令和7年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森本 佳世	薦野 ひろ子
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞7丁目21番15号	神戸市垂水区本多聞7丁目19番7号

(3) 藤原台南町自治会

令和7年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	上垣 知一	隠田 怜子
代表者の住所	神戸市北区藤原台南町3丁目14番2号	神戸市北区藤原台南町5丁目18番64号

(4) 神戸北町日の峰連合自治会

令和7年5月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	坂井 昭彦	安井 光和
代表者の住所	神戸市北区日の峰1丁目11番地の11	神戸市北区日の峰1丁目7番地の7

(5) 南僧尾自治会

平成31年3月3日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	靄間 福治	加嶋 忠明
代表者の住所	神戸市北区淡河町南僧尾717番地	神戸市北区淡河町南僧尾183番地

令和3年3月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	加嶋 忠明	田中 延和
代表者の住所	神戸市北区淡河町南僧尾183番地	神戸市北区淡河町南僧尾415番地

令和5年3月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田中 延和	藤田 守克
代表者の住所	神戸市北区淡河町南僧尾415番地	神戸市北区淡河町南僧尾94番地

令和7年3月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 守克	山中 啓史
代表者の住所	神戸市北区淡河町南僧尾94番地	神戸市北区淡河町南僧尾429番地

(6) グリーン・ハイツ自治会

令和7年5月18日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市東灘区本山北町5丁目18番19号	神戸市東灘区本山北町5丁目19番6号
代表者の氏名	関川 芳孝	山口 浩志
代表者の住所	神戸市東灘区本山北町5丁目18番19号	神戸市東灘区本山北町5丁目19番6号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和7年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
フォリア西神南建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区井吹台北町2丁目1番1 他
- 3 縦覧期間
令和7年6月25日から同年7月23日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該意見書を次のとおり縦覧に供します。

令和7年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー垂水小東山店

神戸市垂水区小東山本町4丁目3677番202

2 提出された意見書の数

1通

3 提出された意見の概要

ルイシャトレ垂水管理組合より提出された意見書

(1) （仮称）オーケー垂水小東山店の新設による道路渋滞の緩和および交通事故発生の防止について

当マンション管理組合を代表して、新設される「（仮称）オーケー垂水小東山店」による道路渋滞の緩和および交通事故発生の防止について意見書を提出いたします。

当該スーパーの開店に伴い、周辺道路の交通量が大幅に増加することが予想されます。周辺ではイエローハットやバイク館も新設されているなかで、高速道路の入口付近という環境下というところもございます。現時点でも道路渋滞は頻繁に発生しておりますので、今後、特にスーパー新設後のピーク時には更なる道路渋滞が発生し、当マンションを含む近隣住民の生活に重大な影響を及ぼす可能性が予測されます。また、交通事故のリスクも高まることも懸念されます。

つきましては、交通対策として、長期的な警備員の設置や交通規制の強化などの措置を講じることを強く要望します。また、交通量調査を実施し、定期的な住民との協議の場を設けることを提案いたします。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

4 縦覧期間

令和7年7月1日から令和7年8月1日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年7月8日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパークマリンピア神戸

神戸市垂水区海岸通12番2

2 変更しようする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
駐輪場1	敷地北側	138台
駐輪場2	敷地北側	21台
駐輪場3	敷地北側	11台
駐輪場4	敷地北西側	11台
合計		181台

(変更後)

位置		収容台数
駐輪場1	敷地北側	138台
駐輪場2	敷地北側	21台
駐輪場3	敷地北側	11台
駐輪場4	敷地西側	11台
合計		181台

- 3 変更する年月日
令和6年11月22日
- 4 変更する理由
駐輪場の位置が変更になったため
- 5 届出年月日
令和7年6月27日
- 6 縦覧期間
令和7年7月8日から令和7年11月10日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年7月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	道場町日下部	中溝	192番1のうち 別図の斜線部分	1,960 m ² のうち 8.73 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	北	八多町西畑	宮ノ前	793番のうち 別図の斜線部分	380 m ² のうち 63 m ²	農用地区域 から除外す る。
神戸	北	八多町西畑	瀧ノ元	999番2	310 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	北	淡河町野瀬	西前田	800番2のうち 別図の斜線部分	547 m ² のうち 114 m ²	農用地区域 から除外す る。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区西舞子 2 丁目 1267 番 1、1267 番 3
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市大久保町大窪 497 番地 1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
許可番号
令和 6 年 10 月 3 日 第 8207 号
(変更許可 令和 7 年 5 月 21 日 第 2218 号)
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区池上 5 丁目 14 番 5、14 番 17
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市花園町 2 番地の 2
株式会社 勝美住宅
代表取締役 渡辺 喜夫
許可番号
令和 6 年 10 月 25 日 第 8217 号
(変更許可 令和 6 年 12 月 3 日 第 2175 号)
(変更許可 令和 7 年 4 月 30 日 第 2214 号)

神戸市教育委員会教育長告示第1号

令和7年7月20日（日）執行予定の参議院議員通常選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和7年7月1日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(東灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度											そ の 他		
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備使 用可否		電話番号
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可	
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室							
東灘小学校	アリーナ	930	28							600	なし	土足厳禁	○		411-0556	
本庄小学校	体育館	744	30		2				2		700	ミーティング室	土足厳禁	○		411-0339
本山南小学校	体育館	700	21						2		350	講堂控室	土足厳禁	○		452-0071
福池小学校	体育館	413	17						1		300	講堂控室	土足厳禁	○		452-5595
魚崎小学校	アリーナ	1100	40								600	なし	シート使用 土足厳禁	○		411-6196
本山第一小学校	多目的室	112					LED×12				80	なし	土足厳禁	○		411-1974
本山第二小学校	体育館	997					LED×40				450	開放教室	土足厳禁	○		431-1441
本山第三小学校	体育館	748	28			2				2	600	講堂控室	シート使用	○		411-0005
住吉小学校	体育館	1,029	40							4	800	講堂控室	土足厳禁	○		851-2887
御影小学校	体育館	459	28							2	600	開放管理室	シート使用	○		851-3673
渦が森小学校	多目的室	112						36			60	第一会議室	土足厳禁	○		851-3185
御影北小学校	アリーナ	1100				32					200	ランチルーム	土足厳禁	○		851-6809
六甲アイランド小学校	体育館	919	30							4	800	なし	シート使用 原状復帰	○		857-3121
向洋小学校	クラブハウス	90						28			100	低学年音楽室	土足厳禁		○	857-2450
本庄中学校	体育館	818	18	12		2					700	なし	シート使用 原状復帰	○		411-2261
魚崎中学校	体育館	447	18	12				24			500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
本山南中学校	体育館	985	19			2					500	なし	シート使用 土足厳禁	○		412-2033
本山中学校	体育館	1,253	29		6					2	800	なし	シート使用	○		411-3742
住吉中学校	体育館	1,008	40								500	ミーティング室	シート使用 土足厳禁	○		851-3752
御影中学校	体育館	605	24					24			580	その他	シート使用 土足厳禁	○		841-2541
向洋中学校	多目的室	121						38			100	なし	土足可		○	857-2481
東灘のぞみ幼稚園	遊戯室	143						52			120	なし	土足厳禁	○		411-0667
魚崎幼稚園	遊戯室	150								20	70	保育室	土足厳禁	○		411-9647
御影幼稚園	遊戯室	193						32			130	なし	土足厳禁	○		851-2030
六甲アイランド高校	体育館	1,300	48			6					1,000	和室	シート使用 土足厳禁	○		858-4000
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、 <u>原状回復していただきます。</u> かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）　／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										使用上の 留意事項	そ の 他		電話番号	
			演 説 会 場											放送設備 使用可否			
			照 明							聴衆席備付備品							
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室			可		不可
1	成徳小学校	体育館	735	38								700	なし	土足厳禁	○		821-1001
2	高羽小学校	体育館	700	24						4		500	なし	シート使用	○		841-0541
3	鶴甲小学校	講堂	420	20								300	会議室	シート使用	○		821-0444
4	六甲山小学校	体育館	260		32							100	教室	土足厳禁	○		891-0328
5	西郷小学校	体育館	602	32								500	会議室	シート使用	○		861-2888
6	六甲小学校	多目的室	120					28				70	相談室	土足厳禁	○		881-1071
7	灘小学校	体育館	700	36								300	なし	土足厳禁	○		871-0481
8	西灘小学校	体育館	700	32		2				4		400	なし	シート使用	○		861-8851
9	灘の浜小学校	体育館	700	24								500	なし	土足厳禁	○		802-1750
10	稗田小学校	体育館	613	30						4		691	開放教室	土足厳禁	○		871-0721
11	美野丘小学校	体育館	340			35		70			4	350	なし	土足厳禁	○		871-1381
12	摩耶小学校	第1学習室	30					20				80	なし	土足厳禁		○	861-3172
13	福住小学校	体育館	540	35						4		600	なし	シート使用	○		861-2424
14	鷹匠中学校	武道場	300	LED×16								250	なし	シート使用	○		841-0041
15	烏帽子中学校	体育館	672	25	2			32		2		250	会議室	土足厳禁	○		851-5777
16	原田中学校	体育館	408	28				20				400	多目的室	土足厳禁	○		861-0431
17	長峰中学校	講堂	389		15		75			2		650	教室	シート使用 土足厳禁	○		861-3781
18	上野中学校	講堂	379	300 W × 24				32 W × 24		4		350	講堂控室	土足厳禁	○		871-9681
19	灘すずかけ幼稚園	遊戯室	100					32				50	保育室	土足厳禁	○		861-4550
20	灘さくら支援学校	多目的室	200		24							50	なし			○	802-1200
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(中央区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他					
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明							聴衆席備付備品								
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室						
上筒井小学校	体育館	540	26	4						4	500	なし	シート使用	○		241-1080		
なぎさ小学校	体育館	714	40							2		300	あり	土足厳禁	○		252-5611	
宮本小学校	体育館	437	LED20個				ステージ 上16本			4基		500	スタディ ルーム	シート使用	○		221-1600	
春日野小学校	講堂	280	300 W × 16									300	なし	シート使用	○		231-2461	
雲中小学校	ウイングルーム	120					30				6人用×12		なし	土足厳禁 原状復帰		○	231-3441	
中央小学校	会議室	100					16					100	なし		○		231-2421	
こうべ小学校	体育館	540	23									600	図書室	シート使用	○		221-2539	
山の手小学校	体育館	941	28		2		16			56		600	あり	土足厳禁	○		341-8911	
湊小学校	体育館	750	30							2		500	なし	土足厳禁	○		360-1200	
港島学園（前期課程）	体育館	704	LED×42									700	図書室	原状復帰 シート使用	○		302-1661	
筒井台中学校	武道場	270	15									100	なし	土足厳禁		○	241-3201	
渚中学校	体育館	1,254	28							2		900	ステージ袖	土足厳禁	○		242-4501	
葺合中学校	体育館	639	8				40	18	25			500	会議室	シート使用 土足厳禁	○		241-0444	
布引中学校	体育館	315	20		3							500	講堂控室	土足厳禁	○		241-0010	
神戸生田中学校	体育館	985	30		2					4		800	クラブハウス	土足厳禁	○		334-1850	
湊翔楠中学校	体育館	1,000	36									750	会議室	土足厳禁	○		351-2152	
港島学園（後期課程）	体育館	848	15	10								400	ステージ袖	原状復帰 シート使用	○		302-1771	
あづま幼稚園	保育室	96					20						なし	土足厳禁		○	231-0015	
神戸幼稚園	遊戯室	176					50					100	会議室	土足厳禁	○		331-4469	
港島幼稚園	遊戯室	154				7	15	44	2	0	140	会議室	土足厳禁	○			302-3300	
科学技術高校	体育館	1150		56					28			1,500	なし	土足厳禁 シート使用 原状復帰	○		272-9900	
葺合高校	体育館	1200	48				18					1,000		土足厳禁	○		291-0771	
摩耶兵庫高校	体育館	896	1 KW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54										600	なし	シート使用	○		360-1316
盲学校	体育館	708	700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2							12		400	会議室	シート使用	○		360-1133	
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。																	
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、 <u>原状回復していただきます。</u> かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通） ／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(兵庫区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他			
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可	
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室							
1	神戸祇園小学校	多目的ホール	160			7 0 W(LED) × 3 6					140	多目的室		○		511-2600
2	夢野の丘小学校	多目的ホール	160				20	12			100	会議室 3	土足厳禁	○		521-7430
3	会下山小学校	体育館	400	32					4		500	和室	シート使用	○		577-1501
4	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4		16			800	なし	土足厳禁 シート使用	○		575-4773
5	水木小学校	体育館	588	36							450	すまいる教室	シート使用	○		575-8360
6	和田岬小学校	多目的室	117					16			50	図書室		○		671-1105
7	明親小学校	体育館	470	32							400	特別教室	シート使用	○		651-2855
8	浜山小学校	ミーティング ルーム	160					18			50	図書室			○	651-3890
9	夢野中学校	武道場	500			6 8 W(LED) × 2 5						男女更衣室	土足厳禁 シート無し 体育館より 椅子200脚搬 入可		○	511-5555
10	湊川中学校	講堂	402			40					400	会議室			○	521-4874
11	兵庫中学校	体育館	580	300W×27			32W×32				400	小控室	上履き使用	○		577-0744
12	須佐野中学校	体育館	554	21					2		600	相談室	シート使用	○		671-4261
13	吉田中学校	体育館	768	28				24			650	相談室	土足厳禁	○		681-3545
14	兵庫くすのき幼稚園	遊戯室	138			24					150	準備室	土足厳禁	○		575-4774
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。														
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがあります。原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。														

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(北区)

	施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他				
				演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
				照 明						聴衆席備付備品					可	不可		
				400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室					
1	有馬小学校	講堂	767				50				6		400	講堂控室	土足厳禁 シート使用	○		904-0170
2	有野小学校	多目的室	368		25									図書室	土足厳禁	○		981-5341
3	藤原台小学校	体育館	920	28									700	家庭科室	土足厳禁 原状復帰	○		982-5880
4	西山小学校	視聴覚室	130					26					60	相談室	シート使用 土足厳禁	○		952-1800
5	ありの台小学校	災害避難室	120					16					80	なし	土足厳禁	○		981-5111
6	唐櫃小学校	多目的室	100	8									60	会議室	土足厳禁		○	981-5926
7	大池小学校	ふれあいルーム	130					30					90	なし	土足厳禁	○		581-8032
8	花山小学校	ふれあいルーム	112					32					70	なし	土足厳禁	○		583-1120
9	谷上小学校	講堂	360	21	8	2					12		150	なし	シート使用	○		581-3351
10	箕谷小学校	体育館	450	24									300	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-8030
11	桂木小学校	低学年 多目的室	150					12						ミーティングルーム	原状復帰		○	582-4001
12	広陵小学校	体育館	504	35			24				10		400	管理室	シート使用	○		583-0191
13	筑紫が丘小学校	多目的ホール	162					40					80	クラブハウス	土足可	○		581-1006
14	桜の宮小学校	体育館	350	12		24					2		350	会議室	シート使用	○		591-1009
15	甲緑小学校	あじさいルーム	112						24				32	家庭科室	土足厳禁	○		581-1221
16	山田小学校	体育館	675		20	11		24					200	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-0055
17	小部東小学校	体育館	486		22								400	なし	土足厳禁 原状復帰	○		592-0086
18	小部小学校	相談室	50					14					30	なし	原状復帰		○	591-1761
19	泉台小学校	多目的室	220					30					20	なし	土足厳禁		○	593-7771
20	鈴蘭台小学校	体育館	714	18	12						4		500	なし	土足厳禁	○		592-8181
21	北五葉小学校	体育館	330	20	2			24			9		450	講堂控室	土足厳禁 原状復帰	○		591-1196
22	南五葉小学校	クラブハウス	50	32W×24									24	なし	土足厳禁		○	591-1314
23	君影小学校	体育館	440	18	4	12					9		300	会議室	土足厳禁	○		592-0059
24	星和台小学校	体育館	486	10	10						2		600	図書室	土足厳禁	○		593-8200
25	ひよどり台小学校	体育館	500			25					2		500	相談室	シート使用	○		743-0062
26	藍那小学校	体育室	255	22				8			6		100	理科室	土足厳禁	○		591-0367
27	道場小学校	体育館	700	30		2					2		300	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		985-4016
28	長尾小学校	アリーナ	660	12	4		20	0					500	クラブハウス	シート使用	○		986-2074
29	鹿の子台小学校	体育館	672	30							4		600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		952-1720
30	好徳小学校	体育館	432								25		150	クラブハウス	シート使用	○		958-0004
31	淡河小学校	体育館	306					20			29		200	なし	土足厳禁	○		959-0113
32	有馬中学校	体育館	985	28				32			4		400	相談室	土足厳禁	○		981-5101
33	有野中学校	体育館	700	24		2					2		650	なし	シート使用 原状復帰	○		982-2700
34	有野北中学校	体育館	924	8				10			2	10	800	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		987-3057
35	唐櫃中学校	体育室	486	14	14								300	教室	シート使用 土足厳禁	○		982-6461
36	大池中学校	体育館	510	20					10		2		400	なし	土足厳禁	○		581-8034
37	山田中学校	体育館	945		48								800	教室	土足厳禁	○		581-1068
38	広陵中学校	体育館	1,008	36									1,000	会議室	シート使用	○		583-1313
39	桜の宮中学校	体育館	605	LED×30							12		600	図書館	土足厳禁	○		593-8001
40	小部中学校	体育館	540	30		1							450	会議室	シート使用 原状復帰	○		592-1177
41	大原中学校	体育館	918		24						3		800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		581-6661
42	鈴蘭台中学校	体育館	441	25				5			5		300	研修室Ⅱ	シート使用	○		591-4521
43	星和台中学校	体育館	519	18							2		500	なし	土足厳禁	○		593-8400
44	鴨台中学校	体育館	459	30									600	PC室	土足厳禁	○		743-0072
45	北神戸中学校	体育館	792						37				330	カウンセリングルーム	土足厳禁	○		951-0821
46	八多学園（後期課程）	体育館	340	18							12		200	ミーティングルーム	シート使用 土足厳禁	○		982-0049
47	大沢中学校	体育館	679			2	20				28		240	なし	土足厳禁	○		954-0142

令和7年7月8日 神戸市公報第3918号

48	淡河中学校	体育館	320	500 W × 20						150	相談室	シート使用 土足厳禁	○		958-0301
49	有野幼稚園	遊戯室	150				30			110	保育室	土足厳禁	○		981-5109
50	からと幼稚園	遊戯室	130				36		8	16	100	保育室	土足厳禁	○	981-5317
51	やまびこ幼稚園	遊戯室	128				24				100	保育室	土足厳禁	○	583-1080
52	長尾幼稚園	遊戯室	90				45				130	保育室	土足厳禁	○	986-4123
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。													
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、<u>原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>													

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(長田区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										使用上の 留意事項	そ の 他		
			演 説 会 場											放送設備 使用可否	電話番号	
			照 明					聴衆席備付備品								
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室	可	不可					
室内小学校	多目的室	176					15			45	なし	土足厳禁	○		691-0917	
名倉小学校	多目的室	210					16			100	なし	土足厳禁		○	691-6181	
丸山ひばり小学校	アリーナ	600	30						2	500	会議室	土足厳禁	○		691-8552	
宮川小学校	体育館	300		20			16	2		400	なし	土足厳禁	○		631-2721	
池田小学校	体育館	567	35						2	400	なし	土足厳禁	○		691-1661	
蓮池小学校	体育館	490	37		9					400	なし	土足厳禁	○		691-4215	
長田小学校	講堂	334							31	280	講堂控室	土足厳禁	○		631-2731	
五位の池小学校	講堂	340					104	15		0	170	相談室	シート使用		○ 631-2741	
御蔵小学校	体育館	700	21		12				10	250	その他	シート使用 土足厳禁	○		575-2226	
真野小学校	体育館	600	24				16		6	300	クラブハウス	土足厳禁	○		671-0190	
長田南小学校	体育館	380								300		土足厳禁	○		691-1702	
真陽小学校	体育館	467	21		9		30	6		300	クラブハウス	土足厳禁	○		611-0456	
駒ケ林小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承諾	65					18			40	なし	土足厳禁	○		731-7061	
雲雀丘中学校	体育館	552	12		2				6	550	会議室	土足厳禁	○		631-8748	
丸山中学校	体育館	967		34					2	700	なし	シート使用	○		691-0005	
西代中学校	武道館	337					80			50	なし	土足厳禁		○	691-1521	
高取台中学校	体育館	473	24		22					550	教室	土足厳禁	○		611-6325	
長田中学校	体育館	700	32		2				3	800	Mロビー	シート使用	○		671-3757	
駒ケ林中学校	体育館	540	21						23	300	視聴覚室	シート使用	○		611-0082	
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがあります。原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(須磨区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										使用上の 留意事項	そ の 他		
			演 説 会 場											放送設備 使用可否	電話番号	
			照 明					聴衆席備付備品								
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室	可	不可					
だいち小学校	アリーナ	750	18	12			2			500	ミーティング室	土足厳禁	○		739-1502	
若宮小学校	体育館	560	28				20			600	図工室	土足厳禁	○		731-0007	
西須磨小学校	クラブハウス	100					9			60	会議室	土足厳禁 原状復帰	ポーターがマイク可		731-0295	
北須磨小学校	講堂	660	9				30			300	クラブハウス	土足厳禁	○		731-8149	
高倉台小学校	多目的室	100					18			100	相談室	土足厳禁	○		734-1766	
多井畑小学校	多目的室	250					48			100	会議室	土足厳禁	○		792-0450	
板宿小学校	体育館	540	24							400	多目的室	土足厳禁	○		732-4055	
東須磨小学校	体育館	570	20						2	600	開放教室	土足厳禁	○		731-0448	
若草小学校	体育館	507							24	400	クラブハウス	土足厳禁	○		743-7311	
妙法寺小学校	講堂	325		18					4	500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		741-2559	
横尾小学校	多目的室	157					40			50	なし	土足厳禁	○		743-4511	
白川小学校	体育館	592	20						4	400	講堂控室	シート使用	○		792-2619	
神の谷小学校	活動室	112			24					30	スポーツクラブハウス	土足厳禁	○		791-8277	
松尾小学校	多目的室	120	14(LED)							40	まつのん会議室	土足厳禁	ポーターがマイク可		791-8422	
東落合小学校	体育館	490	500 W × 21							600	その他	土足厳禁	○		793-1844	
花谷小学校	体育館	459							40	500	クラブハウス	シート使用	○		791-8272	
南落合小学校	体育館	458	21	14	9		16		4	600	多目的室	シート使用	○		792-5244	
西落合小学校	体育館	504	21				24		22	500	クラブハウス	土足厳禁	○		792-5556	
竜が台小学校	体育館	504	21				14		12	200	体育館控室	シート使用 原状復帰	○		793-1833	
菅の台小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用 承諾	87	LED×11							46	市民図書室	シート使用 土足厳禁		○	791-0233	
太田中学校	体育館	400	350 W × 1 / 300W × 20 / 250 W × 4					16		500	舞台袖	土足厳禁	○		732-0854	
鷹取中学校	体育館	1,008	20							500	会議室	土足厳禁	○		731-0066	
飛松中学校	格技室	256					108		5	100	なし	土足厳禁	携帯アンプ可		731-9494	
高倉中学校	体育館	510	23						8	500	会議室	土足厳禁 原状復帰	○		733-1140	
横尾中学校	体育館	580	25							500	会議室	シート使用	○		743-7322	
友が丘中学校	体育館	580	30							600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		792-5567	
東落合中学校	体育館	769	30		2		12	8	9	700	会議室	土足厳禁	○		792-5558	
須磨北中学校	体育館	558	20	2					4	800	図書室	シート使用 控室土足厳禁	○		741-6465	
白川台中学校	体育館	473	15		4		24			600	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		792-5711	
西落合中学校	体育館	450		24				2		650	会議室	土足厳禁	○		791-8444	
竜が台中学校	体育館	400		30			24	6	2	2	400	心の相談室	シート使用 土足厳禁 原状復帰	○		791-0762
名谷さぼうの丘幼稚園	遊戯室	114					24			150	なし	土足厳禁	○		793-1866	
須磨翔風高校	体育館	1,200	300 W × 56							1,000	あり	シート使用	○		798-4155	
青陽須磨支援学校	体育館	885	300 W × 32				32 W × 28			400	あり	土足厳禁	○		793-1006	
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、 <u>原状回復していただきます。</u> かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(垂水区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他			
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可	
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室				
塩屋北小学校	体育館	576		LED×35					14		400	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○	752-7575	
2下畑台小学校	体育館	504	21	23		24			9		600	ステージ袖	シート使用	○	752-6780	
3つつじが丘小学校	多目的室	135					32		3		50	なし	土足厳禁	○	709-7751	
塩屋小学校	開放教室	100			12			2			50	なし	土足厳禁		○ 751-4400	
乙木小学校	体育館	680	24		2		10		0		600	なし	シート使用	○	752-4205	
5東垂水小学校	会議室	60					20				40	なし	シート使用		○ 751-2623	
7名谷小学校	図書室	80		LED×24							40	なし	原状復帰		○ 707-2481	
8福田小学校	図書室	80				30					50	なし	シート使用 土足厳禁	○	753-3515	
9高丸小学校	体育館	704	40								400	クラブハウス	土足厳禁	○	707-8877	
0千鳥が丘小学校	講堂	310			20		26		9		250	なし	車椅子不可	○	709-1655	
1千代が丘小学校	多目的室	100					12	4		0	42	図工室	土足厳禁 原状復帰	ホー タル マイク 可	708-8801	
2垂水小学校	体育館	782	40								500	施設開放室	土足厳禁	○	707-6006	
3霞ヶ丘小学校	多目的室	85					25				60	クラブハウス2	土足厳禁	○	706-0156	
4東舞子小学校	体育館	378	20								500	音楽室	土足厳禁 シート使用	○	782-2712	
5舞子小学校	体育館	670	12	18			28	14	6		800	その他	シート使用	○	782-2332	
6西舞子小学校	ランチルーム	100		LED×13						4	50	クラブハウス	土足厳禁 上履き持参	○	781-0004	
7西脇小学校	体育館	600							41		400	なし	シート使用 土足厳禁	○	781-9531	
8多聞東小学校	体育館	700	24				48				350	ステージ袖	土足厳禁	○	783-5868	
9小東山小学校	多目的室	135					40					なし	土足厳禁 原状復帰		○ 784-2656	
0舞多聞小学校	アリーナ	932	36	4			12		2		700	ステージ袖	土足厳禁 シート使用	○	787-3700	
1多聞台小学校	講堂	340	23						2		400	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○	782-0375	
2神陵台小学校	ランチルーム	138						28			90	なし	中心に柱有り 土足厳禁	○	781-3843	
3多聞の丘小学校	体育館	960		LED×24 (135W)				LED×14 (25W)			400	ステージ袖	シート使用	○	784-4477	
4桃山中学校	体育館	700	18						2		700	なし	シート使用 土足厳禁	○	752-1201	
5塩屋中学校	体育館	787	24								700	多目的室	土足厳禁	○	753-2271	
6垂水東中学校	体育館	940	28						4		790	体育館袖	シート使用	○	751-6139	
7福田中学校	体育館	600	18			24			14		600	多目的室	シート使用 土足厳禁	○	708-1670	
8垂水中学校	体育館	525					78		11		800	会議室	シート使用 土足厳禁	○	707-6363	
9歌敷山中学校	体育館	600			24						700	会議室	シート使用 土足厳禁	○	707-8864	
0星陵台中学校	体育館	1,008		35	4			35			700	武道場	シート使用 土足厳禁	○	709-8810	
1多聞東中学校	体育館	594	34		12						520	体育館控室	シート使用	○	783-5888	
2本多聞中学校	体育館	810			21						500	なし	シート使用	○	784-6310	
3舞子中学校	体育館	459	20			16			4		300	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○	781-0001	
4神陵台中学校	体育館	455	19						18		500	講堂控室	シート使用	○	781-0700	
5青山台こばと幼稚園	遊戯室	150					42				152	なし	土足厳禁	○	752-0700	
6たるみ幼稚園	遊戯室	155					16				80	なし	土足厳禁	○	704-5114	
7小東山幼稚園	遊戯室	139					30				90	なし	土足厳禁	○	784-2660	
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。														
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。														

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(西区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他				
			演 説 会 場								使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号			
			照 明					聴衆席備付備品				可	不可				
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室					
東町小学校	多目的室	240			4		26					80	図書室	土足厳禁		○	794-4000
小寺小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	125			10		4					40	自習室	土足厳禁		○	791-2950
長坂小学校	体育館	699		24						6		300	なし	土足厳禁	○		974-2333
有瀬小学校	多目的室	100					36					50	なし	土足厳禁 原状復帰		○	974-2709
太山寺小学校	体育館	660	28									300	ミーティングルーム	土足厳禁	○		974-0007
井吹東小学校	体育館	942	30					16		4		800	なし	土足厳禁	○		997-0820
井吹の丘小学校	体育館	810		36						2		700	いぶきの丘ハウス	シート使用	○		990-5533
井吹西小学校	体育館	970		2						27		700	体育館控室	シート使用	○		997-0114
伊川谷小学校	体育館	800	28							4		700	なし	土足厳禁	○		974-0006
樋谷小学校	図書室	88			LED×15							40	図工室	土足厳禁 原状復帰	○		991-0004
龍台小学校	体育館	750			LED×35						16	600	更衣室	土足厳禁	○		991-1635
狩場台小学校	図書室	80						32				60	多目的室	土足厳禁		○	991-3415
竹の台小学校	集会室	209						31				100	カウンセリ ングルーム	シート使用 土足厳禁	○		991-4471
榎野台小学校	体育館	742	LEDに改修済み									600	体育館控室	シート使用	○		992-2500
木津小学校	体育館	632	28									400	なし	土足厳禁	○		994-0003
桜が丘小学校	体育館	630	18					12		4		400	多目的室	シート使用	○		994-8010
押部谷小学校	体育館	444				24(LED)				10		200	図書室	シート使用	○		994-0002
月が丘小学校	体育館	850	23(LED)			2(LED)				4(LED)		400	なし	土足厳禁	○		995-3171
北山小学校	視聴覚室	96						24				40	なし	土足厳禁		○	994-8020
高和小学校	体育館	794		24						4		350	なし	土足厳禁	○		994-0004
高津橋小学校	図書室	120						18				40	にじいろ ルーム	土足厳禁 原状復帰	○		917-6501
玉津第一小学校	体育館	800	20							2		600	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		928-3790
枝吉小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	96						24				90	クラブハウス	土足厳禁	○		928-0880
出合小学校	体育館	739	18							4		600	クラブハウス	土足厳禁	○		928-5516
美賀多台小学校	体育館	800								32		500	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		991-7659
春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12			23		200	なし	シート使用 土足厳禁	○		961-0251
平野小学校	体育館	672	24	2								450	会議室	シート使用 原状復帰	○		961-0011
神出小学校	多目的室	80						24				60	図書室	土足厳禁		○	965-0006
岩岡小学校	体育館	504	21							16		400	会議室	シート使用 土足厳禁	○		967-0013
太山寺中学校	体育館	759	22		2							800	図書室	土足厳禁	○		791-7090
長坂中学校	体育館	820	36									800	会議室	シート使用	○		974-3830
井吹台中学校	体育館	1,222	28		8					4		800	小会議室	シート使用	○		997-0850
伊川谷中学校	体育館	540	18							12		700	相談室	シート使用	○		974-0005
樋谷中学校	体育館	759	22									700	本会議室	土足厳禁	○		991-0026
桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12			2		9		700	武勇館	土足厳禁	○		994-8822
押部谷中学校	体育館	550	22	1	1							600	なし	シート使用	○		994-0013
玉津中学校	体育館	648	30	2					15			700	相談室	土足厳禁	○		918-2266
王塚台中学校	体育館	450	30									500	教室	土足厳禁	○		928-1277
平野中学校	体育館	562	10	22	2					12		740	図書室	シート使用	○		961-0058
西神中学校	体育館	1,239	24		30					6		800	会議室	シート使用	○		992-2700
神出中学校	体育館	800	14	14								400	なし	シート使用	○		965-0025
岩岡中学校	体育館	864						34				450	なし	シート使用 土足厳禁	○		967-0016
いかわ幼稚園	遊戯室	130						18				100	園長室	土足厳禁	○		974-0022
おしんべ幼稚園	遊戯室	118						24				80	保育室	土足厳禁	○		994-0279
たまつ幼稚園	体育館	919								36		100	なし	土足厳禁	○		928-4724
玉津第二幼稚園	遊戯室	211						40				70	3階第二 研究室	土足厳禁	○		912-5771
岩岡幼稚園	遊戯室	155						46				100	保育室	土足厳禁	○		967-1531
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。																
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがあります。原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。																

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他				
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照 明							聴衆席備付備品							
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室					
灘区	青陽灘高等支援学校	(使用不可/管理上不適切)															871-1800
中央区	神戸工科高校	科学技術高校と共用のため昼間・夜間共に使用不可															272-9955
兵庫区	神港橘高校	学校の事情で全日使用不可															579-3650
兵庫区	楠高校	湊川中と共用（楠高校は夜間定時制課程）															521-4700
兵庫区	友生支援学校	(使用不可/管理上不適切)															576-6120
北区	八多学園（前期課程）	八多学園（後期課程）と共用															982-0048
北区	大沢小学校	大沢中と共用															954-0310
北区	山田幼稚園	山田小と共用															581-0321
北区	道場幼稚園	道場小と共用															985-2674
北区	大沢幼稚園	大沢小と共用															954-0332
北区	淡河好徳幼稚園	淡河小と共用															959-0112
西区	太山寺幼稚園	太山寺小と共用															974-0021
西区	櫛谷幼稚園	櫛谷小と共用															991-0331
西区	平野幼稚園	平野小と共用															961-2011
西区	いぶき明生支援学校	(使用不可/管理上不適切)															997-6311
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、 <u>原状回復していただきます</u> 。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通） ／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

使用区分 \ 使用時間			午 前	午 後	夜 間	午 前 後	午 後 間	終 日
			〔 9 時 ～ 13 時 〕	〔 13 時 ～ 17 時 〕	〔 17 時 ～ 21 時 〕	〔 9 時 ～ 17 時 〕	〔 13 時 ～ 21 時 〕	〔 9 時 ～ 21 時 〕
講 堂	高等学校	平 日	3, 000	3, 800	6, 000	6, 800	9, 800	12, 800
		土曜日、日曜日、 祝日	4, 000	5, 000	6, 000	9, 000	11, 000	15, 000
	その他	平 日	2, 300	3, 000	5, 000	5, 300	8, 000	10, 300
		土曜日、日曜日、 祝日	3, 000	4, 000	5, 000	7, 000	9, 000	12, 000
体育館		平 日	2, 300	3, 000	5, 000	5, 300	8, 000	10, 300
		土曜日、日曜日、 祝日	3, 000	4, 000	5, 000	7, 000	9, 000	12, 000
家庭科教室 多目的教室		平 日	1, 400	1, 800	3, 000	3, 200	4, 800	6, 200
		土曜日、日曜日、 祝日	1, 800	2, 400	3, 000	4, 200	5, 400	7, 200
普通教室		平 日	500	600	1, 000	1, 100	1, 600	2, 100
		土曜日、日曜日、 祝日	600	800	1, 000	1, 400	1, 800	2, 400
校 庭	高等学校	平 日	1, 800	1, 800	3, 600	3, 600	5, 400	7, 200
		土曜日、日曜日、 祝日	2, 400	2, 400	3, 600	4, 800	6, 000	8, 400
	その他	平 日	1, 500	1, 500	3, 000	3, 000	4, 500	6, 000
		土曜日、日曜日、 祝日	2, 000	2, 000	3, 000	4, 000	5, 000	7, 000